

2015年7月EUエネルギー同盟サマーパッケージ —その概要と方向性—

市川 顕

1：本稿の目的

本稿の目的は、2015年7月に欧州委員会によって発表されたEUエネルギー同盟サマーパッケージの中身を概観し、その方向性を探ることである。当サマーパッケージは同年2月に同じく欧州委員会によって発表されたEUエネルギー同盟パッケージの内容を受けたものである。2月のパッケージは包括的な文書であったが、本稿で扱う7月のサマーパッケージは、①EU-ETS、②エネルギー効率ラベル、③新エネルギー・マーケット・デザイン、④消費者のエンパワメント、の各項目に特化して作成された。さらにサマーパッケージはこれら4分野に関連するEU法の改正を視野に入れており、EUエネルギー同盟創設の第一歩として考えられる。

本稿の結論を先に述べると、サマーパッケージの4分野のそれぞれに通底するのは、①低炭素社会・脱炭素社会を目指すEU気候エネルギー規範、②EU・加盟国・自治体だけでなく企業・消費者がエネルギー効率のための活動に参加すること、③再生可能エネルギー、エネルギー効率、スマートグリッドといったイノベティブな技術の利用、④参加型電力市場の育成、であり、そこから読み解ける全体に通底するサマーパッケージの方向性は、エネルギー効率や再生可能エネルギーを用いた脱化石燃料による低炭素社会・脱炭素社会ガバナンス¹の実現であると言える。

2：2015年2月のEUエネルギー同盟パッケージ²

2-1：EUエネルギー同盟パッケージ

2014年3月にポーランド首相のトゥスク（Donald Tusk）によって提唱されたEUエネルギー同盟（市川2017；市川2018a；市川2018b；市川2019a；市川2019bを参照のこと）は、2015年2月25日、初めて欧州委員会によりEUエネルギー同盟パッケージという形で発表された。このコミニケ本体は（European Commission 2015a）、その付属文書は（European Commission 2015b）であり、さらに欧州市民向けの資料が（European Commission 2015c）である。

EUエネルギー同盟パッケージの特徴は、以下の三点にまとめられる（市川2018b：28）。

第一に、既存のEU気候変動エネルギー政策とEUエネルギー同盟の方向性を収斂させたことである。長期的・理想的なバックキャストिंगをとる政策である気候エネルギー政策に対して、EUエネルギー同盟案は短期的・現実的にエネルギー安全保障に対処するものであった。したがって、地域固有の資源利用（例えば、ポーランドにおける石炭やシェールガス）など、化石燃料資源を利用可能にすることを盛り込んでいた。これに対してEUエネルギー同盟パッケージは、経済の脱炭素化、エネルギー効率、再生可能エネルギーの利用といった文言を盛り込むことで、気候変動エネルギー政策への収斂を企図した。

第二に、ユンカー（Jean-Claude Juncker）欧州委員会委員長のプライオリティとEUエネルギー同盟の方向性を収斂させたことである。ユンカー欧州委員会はEU経済を知識基盤型経済として世界的に競争力のある経済を目標とし、同時に雇用の創出を目標とした。EUエネルギー同盟パッケージでは十分に統合された欧州エネルギー市場を整備することを掲げ、これにより当該分野における研究・イノベーションを蓄積し、これによりEUの雇用経済成長・投資への触媒としての役割を期待した。

第三に、トゥスクが主張したなかで、ガス共同購入案と加盟国の連帯案（エネルギー不足に直面した加盟国が、他の加盟国からエネルギーを融通してもらう制度）がEUエネルギー同盟パッケージに残ったことは特筆すべきだ。ガス共同購入案については競争法やWTO条項との関係から乗り越えるべきハードルは高いし、加盟国の連帯案については、その前に各国のエネルギー網を連結するためにEUが多くの投資を行う必要があるが、ともあれ紙の上で文言として残ったことは記憶されるべきだ。

ところで、エネルギーについて、EUの現状で何が問題なのか。（市川 2018b : 24）では以下の5点を指摘している。

第一は、EU域内に統合されたエネルギー市場が存在しないこと、第二に消費者のエネルギー選択の機会が不十分であること、第三にエネルギー・インフラに対する投資が必要なこと、第四にエネルギー効率技術・再生可能エネルギー技術を含む低炭素技術の最先端地域としての地位を築く必要があること、そして第五にこれらの産業における雇用の創出である。EUエネルギー同盟パッケージは上記の問題意識を踏まえて構成されている。

2-2 : EU エネルギー同盟の7つのビジョン

欧州委員会は、EUエネルギー同盟が必要とされる理由として、安全、持続的、競争的、かつ購買可能な価格のエネルギーを欧州市民および企業に提供することを挙げている（European Commission 2015a : 2）。そして、露への過度なガス依存や中東への過度な石油依存に疑義を唱え、化石燃料への依存を減らし、温室効果ガス排出量を削減しなければならない（European Commission 2015c : 1）とした。

そのために、EUエネルギー同盟パッケージでは7つのビジョンを掲げる（European Commission 2015a : 2）（市川 2018b : 23-24）。

第一は、EUエネルギー同盟において、加盟国が互いに依存し、真の連帯と信頼に基づいて、EUとして一つの声（One Voice）をあげることである。

第二は、加盟国のエネルギー市場を連結したEUエネルギー・システムの導入のために、効果的

な規制を整備することである。

第三は、EUエネルギー同盟によって、持続的、低炭素、かつ気候に優しい経済をもたらすことである。

第四は、イノベティブで競争力のある欧州企業が、EU域内外で、エネルギー効率や再生可能エネルギー技術を含む低炭素技術を供給することである。

第五は、欧州の労働者が次世代のエネルギー・システムを構築・管理するスキルを身につけることである。

第六は、長期的なニーズや政策目標を反映した価格シグナルを通じて、信頼ある投資を呼び込むことである。

第七は、EUエネルギー同盟の中核は欧州市民であり、そこで欧州市民はエネルギー転換のイニシアティブを取りつつ、省エネルギーのための新しい技術から利益を得、エネルギー市場に積極的に参加することである。また、エネルギーの側面から見て脆弱な消費者については、これを保護することである。

2-3：EUエネルギー同盟の5つのディメンション

(European Commission 2015a：4)では、EUエネルギー同盟がエネルギー安全保障、持続可能性および競争力を同時にもたらしするために、以下のとおり5つのディメンションを提示した(市川2018b：24-27)。

第一は、エネルギー安全保障、連帯および信頼であり、以下の4項目が挙げられた。①エネルギー供給源の多様化、②エネルギー供給の安全保障に関する協働、③グローバル・エネルギー市場におけるより強固な欧州の役割、④ガス供給に関する一層の透明化、である。

第二は、十分に統合された欧州エネルギー市場であり、以下の5項目が挙げられた。①域内エネルギー市場の相互連結性を通じた市場の結合、②域内エネルギー市場のソフト面の向上、③EUの域外地域協力の強化、④消費者のための新たなエネルギー契約の選択肢の増加、⑤脆弱な消費者の保護、である。

第三は、需要の緩和に貢献するエネルギー効率であり、以下の2項目が挙げられた。①建築物におけるエネルギー効率の向上、②エネルギー効率の高い、脱炭素化された輸送セクターの確立、である。

第四は、経済の脱炭素化であり、以下の2項目が挙げられた。①野心的なEU気候エネルギー政策、②世界最先端の再生可能エネルギー産業の確立、である。

第五は、研究、イノベーションおよび競争力であり、以下の3項目が挙げられた。①R&I(Research and Innovation)はEUエネルギー同盟の中心であること、②スマートグリッドやスマートホーム、クリーンな輸送、クリーンな化石燃料、世界で最も安全な原子力発電はEUエネルギー同盟の中心的目的であり、成長、雇用、競争力の原動力であること、③イノベーションによって導かれる低炭素社会への移行は、EU経済の成長と雇用にとって重要な機会となること、である。

第五のディメンションに妥協として「クリーンな化石燃料」との記載はあるものの、全体を通底するメッセージは、エネルギー効率の向上、再生可能エネルギー技術の開発・普及、そして低炭素社会への移行であることに注目する必要がある。

2-4：EU エネルギー同盟を創設するための15の行動指針

EU エネルギー同盟パッケージでは、EU エネルギー同盟を創設するにあたり、上記2-3の5つのディメンションを踏まえ、15の行動指針を示している（European Commission 2015a：19-21）。これを要約すると、以下のようになる。

①現存するエネルギー関連法の完全で厳格な実施、②ガス供給源の多様化、③EU法の十分な遵守と透明性の確保、④適切なエネルギー・インフラ、⑤EU域内エネルギー市場の創設、⑥第三次域内エネルギー市場パッケージのさらなる発展、⑦市場統合の地域的アプローチ、⑧エネルギーの価格とコストおよびエネルギーに対する公的支援に関する透明性、⑨2030年までに少なくとも27%のエネルギー効率の向上、⑩建築物のエネルギー効率の改善、⑪輸送部門におけるエネルギー効率の改善・脱炭素化、⑫国際的な気候変動交渉でのEUによる野心的貢献、⑬2030年までに少なくとも27%の再生可能エネルギー目標を達成すること、⑭EUが技術の最先端を維持し、輸出機会を拡大し、エネルギー気候関係のR&I戦略を発展させること、⑮EU気候エネルギー政策に沿った対外政策手段を用い、一つの声をあげること。

これらの行動指針を概観すると、EUエネルギー同盟なのかEU気候変動エネルギー政策なのか俄かには区別が付きにくいほどである。1で述べたようにEU気候変動エネルギー政策へのEUエネルギー同盟の収斂、ユンカー体制のプライオリティへのEUエネルギー同盟の収斂が看取できる。

3：2015年7月のEUエネルギー同盟サマーパッケージ

3-1：EUエネルギー同盟サマーパッケージ

2節で概観した同年2月のEUエネルギー同盟パッケージを受け、同年7月15日、欧州委員会はEUエネルギー同盟サマーパッケージを発表した。ここでは、①EU-ETS（EU排出権取引システム）に関する改正案、②EUエネルギー効率ラベルに関する改正案、③欧州エネルギー市場の新エネルギー・マーケット・デザイン、④エネルギー消費者のエンパワメント、が主な課題となった。このサマーパッケージの位置付けは、2月のEUエネルギー同盟パッケージをより具体的な実施に移すための一環とされ、EUエネルギー同盟を気候変動エネルギー政策とユンカー欧州委員会の経済政策へと収斂させていく実践的な第一歩として把握できる。

このサマーパッケージの発表に際して、欧州委員会EUエネルギー同盟担当副委員長のシェフチヨヴィチ（Maros Sefcovic）は、「EUエネルギー同盟パッケージにおいて、私たちは欧州の消費者をエンパワメントし、十分に機能する単一エネルギー市場を創設し、エネルギー効率を第一の目標に据え、再生可能エネルギーを普及させるものとした。本日、EUエネルギー同盟パッケージが採択されてから5ヶ月を過ぎ、このサマーパッケージでは、経済の脱炭素化、消費者を欧州のエネルギー移行の中心に据えること、という決定を具現化した。これは消費者に対する新提案というだけでなく、欧州全体のエネルギー・システムに対する新提案である」（European Commission 2015d）として、期待感を滲ませた。

また、欧州委員会気候行動委員兼エネルギー委員のカニエテ（Miguel Arias Canete）は、「行動は言葉よりも重要だ。本日、私たちは法的拘束力のある2030年までの温室効果ガス排出削減目標

である40%削減（1990年比）というEUの目標に再び光をあてる、決定的な一歩を踏み出した。私はパリにおけるUNFCCCのCOP21（国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議）に向けてメッセージを発したい。EUは気候変動に関する国際的なコミットメントに積極的であると。そして、投資家や産業界に向けてもメッセージを発したい。クリーンなエネルギーに投資せよと。それは確実に成長する。このサマーパッケージを通じて、EUは再び世界を低炭素社会へ移行させる原動力となる」（European Commission 2015d）と述べた。

この欧州委員会高官の発言は、まさに、EUエネルギー同盟を気候変動エネルギー政策とユニカ―欧州委員会の経済政策へと収斂させていく実践的な第一歩として把握していることを物語る。

3-2：EU-ETS

3-2-1：サマーパッケージとEU-ETS

欧州委員会は、2014年10月にEU首脳理事会で合意した2030年目標（温室効果ガスの40%削減、エネルギー効率の27%改善、再生可能エネルギーの割合を27%とする）および2015年2月のEUエネルギー同盟パッケージに基づき、EU-ETSを改正するための法案提出の過程に入った（European Commission 2015e）。

EU-ETSは、EUが気候変動に取り組むための象徴的な政策手段であり、EUを低炭素社会に向けて誘うものである。このサマーパッケージでは、前述のパリにおけるCOP21に向けて、国際社会への強力なシグナルを送ることを企図した。欧州委員会は、3-2-2で述べるように、EU-ETSを改正し、最もコスト効率の良い方法で、来たる10年間に温室効果ガスの排出削減を確実にすることを企図している。これは、2030年目標に向けた初めての法的措置と言える。気候変動への対応が、企業にとって機会となり、さらに低炭素技術のイノベーションとそのための新たな市場の創出が期待されている。欧州委員会は、EU-ETSから生じる収入を、EU加盟国が第三国に対して気候変動の影響に対する適応のために行う財政的施策に用いることも提案している（European Commission 2015d）。

3-2-2：EU-ETS改正の影響

3-2-1でも述べたように、今回のEU-ETS指令改正は、2030年目標を達成することが目標であり、さらに国際的な気候変動交渉においては産業革命前と比較して気候変動の幅を2℃以内に抑えるという国際的な努力に貢献するものである。

今回提案されたEU-ETS指令改正案では、2021年からのEU域内の温室効果ガス排出許可量を年2.2%の割合で減少させることとなる（European Commission 2015e）。これにより、欧州委員会は経済・環境の両面における利益を追求する。また、温室効果ガス排出削減へのEUの努力を加速化させることで、気候変動へのさらなる対応を模索する。さらに、このことはまた、ポーランドなどで深刻化する大気汚染問題を減少させ、これにより欧州市民の健康に直接的な利益をもたらすことになる。加えて、EUの化石燃料への依存を減少させることにもつながる（European Commission 2015e）。

2021年から温室効果ガスの排出量の総量を年2.2%ずつ減少させるというEU-ETS指令改正案は、必然的に低炭素イノベーションを必要とする。そのため、欧州委員会は二つの基金を用いてこのエ

エネルギー移行を円滑に進める考えだ。第一は、イノベーション基金 (Innovation Fund) であり、ここでは再生可能エネルギーに関する事業、CCS (Carbon Capture and Storage)、およびエネルギー集約型産業における低炭素イノベーションの支援が対象となる。第二は、近代化基金 (Modernisation Fund) であり、低所得の EU 加盟国に対してエネルギー・システムの近代化およびエネルギー効率改善に関する投資を支援する (European Commission 2015e)。このような公的資金を触媒として、民間企業およびエネルギー消費者とともに低炭素社会の実現を図っている。

3-3：エネルギー効率ラベル

3-3-1：EU エネルギー同盟とエネルギー効率

EU における再生可能エネルギーの発展をとまなうエネルギー効率の向上は、欧州委員会によれば、EU 域外のエネルギー供給源への過度な依存を減らすための最善の方法であると認識されている。EU では消費するエネルギーの 53% を輸入に頼っており (European Commission 2015f)、ゆえに需要部門への投資は EU のエネルギー安全保障を強化することになる。

また、EU の経験では、経済成長と温室効果ガス排出量の関係はデカップリングしている。1995 年から 2010 年の間に、CO₂ 排出量は 20% 減少したが、産業部門の生産量は 18% 増加したことがその証左である (European Commission 2015f)。2030 年目標では、エネルギー効率は 27% の改善が求められている。エネルギー同盟パッケージにおいても、エネルギー効率ファースト (Energy Efficiency First) の原則が貫かれている。このように、EU エネルギー同盟実現のためには、エネルギー効率に関する行動は喫緊かつ必須のものと認識されている (European Commission 2015d)。

そのための第一歩として、サマーパッケージではエネルギー効率ラベルの改正を提案することとなった。これは企業および消費者に対するエネルギー効率に関する意識向上を促す契機となることが期待されている。

3-3-2：サマーパッケージとエネルギー効率ラベル

EU エネルギー同盟パッケージでは、欧州委員会はエネルギー効率の向上を主要な行動の一つとし、サマーパッケージでは具体的にエネルギー・ラベル指令 (Energy Labelling Directive (2010/30/EU)) の改正でこの問題に対応した (European Commission 2015f)。前述のように EU エネルギー同盟パッケージでは、①エネルギー供給の安定、②EU 加盟国の EU 域外からのエネルギー輸入への依存の減少、③加盟国のエネルギー市場の統合、④消費者の参加、⑤エネルギー効率の向上、⑥エネルギー分野での研究・イノベーションの促進、という具体的な内容が記載されている (2 節参照)。これらを統合的に実現するための第一歩として選ばれたのが、エネルギー効率ラベルであった。

EU におけるエネルギー効率ラベル制度は、欧州委員会によると、1995 年以来成功してきたとされる。85% の欧州の消費者は購買時にエネルギー効率ラベルを参考にしている (European Commission 2015f)。今回の欧州委員会によるエネルギー効率ラベル指令改正案では、製品のエネルギー効率を A から G までの単一の尺度で分類し、より簡潔に消費者にわかりやすいものにしようとして提案している。これにより、エネルギー効率に対する EU、企業および消費者の意識を高め、消費者がエネルギーと資金の節約をはかるためにエネルギー効率の高い製品を購入することを奨励

し、その結果エネルギー需要の減少が生じることを目標とする。

欧州委員会が具体的にエネルギー効率ラベル指令改正で行おうとしていることは以下の通りである（European Commission 2015f）。

- ①単一の A から G のエネルギー効率ラベルの採用：欧州委員会は、既存のエネルギー効率ラベルの改定を行い、人口に膾炙しており効果的と考えられる A から G までの製品のエネルギー効率を示すラベルを採用する。
- ②新しいエネルギー効率製品のためのデジタル・データベースの構築：欧州委員会は EU 市場に新しく流通する製品について、その性能や消費エネルギーなどの情報をオンライン・データベース上で登録することとし、加盟各国が高い透明性と製品検索の容易性を兼ねたデジタル・データベースの利用を可能にすることを提案する。

欧州委員会が、エネルギー効率ラベルに加えて、デジタル・データベースを提案しているのはなぜか。これについて欧州委員会（European Commission 2015f）では、EU 市場に流通している製品のうち、10-25%の製品がエネルギー効率ラベルの要件を満たしていないとし、これにより、構想されている省エネのうち10%ほどがロスしていると考えられている。よって、欧州委員会は、製品の製造者および輸入者が製品を登録し、情報をアップロードすることで、製品のエネルギー効率を明確にするためのデジタル・データベースを構築することを提案している。

では、具体的にエネルギー効率ラベル指令の改正によって何が生じるのか。欧州委員会（European Commission 2015f）によれば、①すでに市場に出回っている製品については変化なし、②新製品については新しいエネルギー効率ラベルが適用される、③製造者は自らの製品をデジタル・データベースに登録する、④消費者は加盟国を通じて、製品のエネルギー効率に関する情報を伝えられる、ことになる。

3-3-3：エネルギー効率ラベル改正の影響

エネルギー効率ラベル指令の改正による消費者、製造者・販売者、加盟国および環境の利益について見ていこう（European Commission 2015f）。

欧州委員会によれば、これによる消費者の利益としては以下の3点が挙げられる。①製品のエネルギー効率に関するより多くの情報を得ることができる、②エネルギー効率の観点から製品を比較することが容易になる、③製品の性能、水使用量、騒音といった、エネルギー効率に付随した製品情報も得ることができる。

製造者および販売者の利益としては、以下の3点が挙げられる。①85%以上の消費者によって購買時に考慮されるマーケティング・ツールの強化、②エネルギー効率ラベルの法的明確性およびより良いコンプライアンスによる混乱リスクの低減、③デジタル・データベース構築による管理負担の軽減、である。

加盟国の利益としては、以下の2点が挙げられる。①時間的節約：デジタル・データベースによる市場調査時間の10-15%の短縮、②管理負担の低減：エネルギー効率ラベル指令の改正案は、指令（Directive）（EU法を国内法に受容しなければならず、その実施の責任は国家に存する）ではなく、規則（Regulation）（EU法が企業に直接適用される）であり、加盟国は国内法にこの改正案を盛り込む手間が省ける。

最後に環境に対する利益としては、欧州委員会は以下の通り説明する。現在のエネルギー効率ラベルは、初期エネルギーで年間1億7500トン（石油換算）のエネルギーの節約に貢献している。これはイタリアの年間エネルギー使用量、もしくは6000万世帯の年間エネルギー使用量に相当する。エネルギー効率ラベル指令が改正された場合にはさらに、初期エネルギーで1700万トン（石油換算）のエネルギーの節約に貢献する。これは、バルト三国を合わせた年間エネルギー消費量に相当する。

このように、エネルギー効率ラベル指令の改正は、関連諸アクターに利益をもたらしつつ、温室効果ガス排出量を減少させ、エネルギー安全保障を確保する、有益な手法として認識されている。

3-4：サマーパッケージと新エネルギー・マーケット・デザイン

3-4-1：新エネルギー・マーケット・デザイン

EUエネルギー同盟パッケージは、2030年目標の達成を掲げており、EUが再生可能エネルギー分野において世界のリーダーになることを企図している。これらの目標を達成するために、新エネルギー・マーケット・デザインが必要とされている（European Commission 2015d）。サマーパッケージでは、新技術の利益を還元し、特に再生可能エネルギーと低炭素エネルギーへの投資を促進し、かつエネルギー安全保障を確実にするための新エネルギー・マーケットについて議論する場を設定した（European Commission 2015d）。

ところで新エネルギー・マーケット・デザインとは何か。（European Commission 2015g）では、「マーケット・デザインとは、いかにしてマーケットのアクターが電力および電力インフラを製造し、交換し、供給し、消費するかを統治するためのアレンジメントのセット」であるとされ、政治学的に考察すれば、エネルギー（電力）市場のガバナンスを意味していると考えられる。そして、何が新しいのかといえば、このエネルギー市場のガバナンスは、域内電力市場の機能を改善することを目的とし、そこでは最も必要な時に、最も必要な場所へ、自由に移動する電力網が想定されていることである。さらに、EU加盟国の国境を超えた競争を通じて社会的利益を最大化し、増加する再生可能エネルギーを十分にグリッドに統合するための投資を行うものとする（European Commission 2015g）。それは単に技術的な論点を超えて、当該市場に参加する諸アクターの効果的・効率的な競争と協力を必要としている。

3-4-2：なぜ新エネルギー・マーケット・デザインが必要か

新しいエネルギー・マーケット・デザインが必要だと欧州委員会が考える背景には、再生可能エネルギーの今後の急速な発展見込みがある。電力における再生可能エネルギーのシェアは、現在の25%から、2030年には50%へと増加すると予測される（European Commission 2015g）。しかし、多くの関係者が指摘するように、再生可能エネルギーは原子力発電や火力発電などと比して、人間の思うように発電できない場合があるという特徴をもつ（水力および地熱発電を除く）。晴れていなくても、風が吹かなくても、十分な電力が消費者に届かなければ、電力グリッドが十分に安定しているとは言い難い。

欧州委員会は電力市場が恒常的に発展しており、こんにちの市場は5年前のそれとは大きく異なるとの認識に立つ（European Commission 2015g）。そして、EUはすべての欧州市民および企業

に信頼でき、かつ購入可能な価格のエネルギーを安定的に供給することを望んでおり、また、EUが再生可能エネルギーの分野で世界最先端であることを望んでいる。EUエネルギー同盟にも明記された相互連結性が十分に機能すれば、EU域内において電力は、それを多く生産している地域から、そうでない地域に、国境を越えて送られる。そのためには、多くの電力が国境を越えて取引されることだけでなく、再生可能エネルギー生産者ができるだけその生産量を予測できるようなシステムを構築しなければならない。つまり、新しいインフラ・技術を用いて、新エネルギー・マーケットのすべてのアクターが効率的な協力を行う必要がある。再生可能エネルギーのシェアは増加する見込みであることから、電力グリッドは、増加する電力生産の変動制を反映した越境協力能力を高めなければならない（European Commission 2015g）。そのためにも、新エネルギー・マーケット・デザインが必要とされている。

3-4-3：新エネルギー・マーケット・デザインはいかにしてより柔軟なものになるか

（European Commission 2015g）によれば、以下の6点において、柔軟な新エネルギー・マーケット・デザインは創出可能であるという。

- ①消費者が、リアルタイム価格に順応して、積極的に電力市場に参加する可能性を提供すること
- ②電力市場が、サマーパッケージに沿った利用可能な資源の効率的利用および生産に投資するよう正しい価格シグナルを提供すること
- ③電力インフラの建設と、現存する電力インフラのリノベーション
- ④効率的に再生可能エネルギーを電力グリッドに統合するため、電力市場関係者は可能な限りリアルタイムに近くの電力を取引すること（太陽光発電や風力発電の発電予測が必要となる）
- ⑤電力およびエネルギーに関する規制価格と非効率な支援政策の除去（電力価格が実際のコストを反映することで、投資家や消費者に正しいシグナルを送ることができる）
- ⑥EU加盟国間での再生可能エネルギーの支援スキームについて、より良い調整手法が導入されること（十分な電力があれば価格は下がり、逆もまた然りである。このように、電力価格は投資家に対して、どこが最も効率的な投資先なのかを伝えるシグナルとなりうる）

さて、このような再生可能エネルギーを最大限統合した、柔軟な新エネルギー・マーケット・デザインのためには、エネルギー貯蔵が果たすべき役割は大きい。電力が余剰し価格が安い時には貯蔵され、電力が不足し価格が高い時には放出されることで、電力グリッドの安定に寄与する。そのためにも、新エネルギー・マーケット・デザインに電力貯蔵システムを付加しておく必要がある。これにより様々な発電源をスムーズに調整する電力市場が創出される（European Commission 2015g）。

3-5：サマーパッケージと消費者のエンパワメント

3-5-1：消費者のエンパワメント

欧州委員会は、欧州市民がEUエネルギー同盟の中核たるべしとの認識からエネルギー消費者に関する新しい考え方を提示した（European Commission 2015d）。第一は、より良い情報を通じて消費者が資金とエネルギーを節約・貯蔵することを助けること。第二は、消費者が電力市場に参加し、選択を行うに際して、消費者に幅広い行動の選択肢を与えること。そして第三は、最高レベル

の消費者保護を行うことである。

3-5-2：消費者のエンパワメントに必要なもの

消費者は、明確な電力価格や広告、信頼できる電力価格比較ツールを通じて、他の電力市場のアクター同様に十分な情報を持ちうるようエンパワメント（力づけ）される必要がある。また、消費者は資金の節約のため、環境保護のため、さらにはエネルギーの節約のために、平等な条件のもとで、彼ら自身で電力を生産・消費する自由を手にする必要がある（European Commission 2015d）。

そのためには何が必要か。上記で示したような電力消費者像を現実にするためには、それを可能にするための新技術が必要である。それは、スマートグリッド、スマートメーター、スマートホーム、自家発電装置（太陽光発電や風力発電など）、および電力貯蔵設備などであろう。これらの技術を用いることにより、消費者は電力市場の情報を得、積極的にそこに参加することができる。具体的には、電力の高い時には電力貯蔵設備からの電力を利用して売電したり、電力の安い時には蓄電したり電力会社の電力を消費することが可能となる（European Commission 2015g）。

このように電力の生産・消費・貯蔵ができる消費者は、再生可能エネルギー技術や蓄電池の普及や価格の低下によって増加している。このような消費者は、電力の少ない（つまり電力価格の高い時間帯には）グリッドに電力を送って売電することも可能である。こうした消費者を増やしていくことは、新エネルギー・マーケット・デザインの中に無数の蓄電池を備えることを意味し、電力システムの安定化に大きく寄与することになる。さらに、電力の生産・消費・貯蔵を行うことは、もはや消費者は単なるコンシューマーではなく、プロシューマー（プロデューサーとコンシューマーの二役を担うアクターに対する造語）になることを意味する。そうやって初めて、新エネルギー・マーケット・デザインという概念が結実すると言える。

3-5-3：消費者のエンパワメントの問題点

以上、3-5-1と3-5-2で消費者のエンパワメントについて記述したが、いくつか問題も存在する。第一の問題は、低炭素で効率的な電力システムへの転換が始まっているにも関わらず、なぜ現状消費者が利益を感じられないのかというものである。これに対する欧州委員会の回答は、以下の2点となっている（European Commission 2015g）。①消費者が電力コストの変動についての情報にアクセスできていないこと、そして②消費者が電力を購入する企業を決める際の情報が複雑であること、である。一般の消費者がスマートメーターやスマートホームといった設備・施設なしに毎日逐次電力コストの変動を気にしながら生活することは困難であるし、また、日本でも同様だが売電企業の広告は複雑で、かつ契約上の手続きが煩雑であることが多い。これでは欧州市民が、3-5-2で述べたようなプロシューマーになることができるのは、難しい。

そこで欧州委員会は解決策として、以下の3点を政策目標として掲げている（European Commission 2015g）。

- ①欧州委員会は消費者に対して、需要と供給におけるリアルタイムの価格の変化を斟酌したエネルギー利用に適応するための機会を提供する。
- ②消費者は電力の購入者であり販売者になることができる必要がある（中略）消費者は資金を節約し、環境を保護し、電力供給を確かなものとするために、平等な状況のもとで、自己のエネルギー

一の生産および消費の自由を持つ。

- ③エネルギー貧困やエネルギー不足に苦しむ消費者は、彼らの家のエネルギー効率を高めることに
対する公的支援によって、エネルギー移行期に効果的に保護されることとする。

もう一つ重要な点は、スマートグリッド、スマートメーター、スマートホームなどに蓄積された
データは誰のものか（いかにして守られるのか）という問題である。これについては欧州委員会
では消費者保護協力規則（Consumer Protection Cooperation Regulation）において、新しくエネ
ルギーに特化した法律の制定を視野に入れている（European Commission 2015g）。これにより、
欧州市民がエネルギー移行から利益を得ることができるよう、ベストプラクティスの模索が行われ
ることになる。

4：まとめに変えて

本稿では第1節で本稿の目的について述べたのち、第2節では本稿の理解のために2015年2月
25日に欧州委員会から発表されたEUエネルギー同盟パッケージについて簡潔に紹介した。そこ
では、EUエネルギー同盟の提唱国であるポーランドに一定の配慮をしつつも、EUエネルギー同
盟パッケージそのものは、EU気候変動エネルギー政策に収斂され、また、ユンカー体制のプライ
オリティ（経済競争力および雇用の重視）への収斂が看取できることを指摘した。その上で第3節
では2015年7月15日に欧州委員会から発表されたEUエネルギー同盟サマーパッケージの概略に
ついて記述した。サマーパッケージは①EU-ETS、②エネルギー効率ラベル、③新エネルギー・マ
ーケット・デザイン、④消費者のエンパワメントに大別される。それぞれに通底する方向性は、①
低炭素社会・脱炭素社会を目指すEU気候エネルギー規範、②官だけでなく企業・消費者が参加す
ること、③再生可能エネルギー、エネルギー効率、スマートグリッドといったイノベティブな技
術の利用、④参加型電力市場の育成、であり、そこから読み解ける全体に通底するサマーパッケー
ジの方向性は、エネルギー効率や再生可能エネルギーを用いた脱化石燃料による低炭素社会・脱炭
素社会の実現であると言える。

EUエネルギー同盟パッケージに基づいて、今回のサマーパッケージで示されたEU指令改正案
が実現するためには、欧州議会、閣僚理事会での議論、さらには欧州経済社会評議会や欧州地域委
員会、そして多様なステークホルダーとの意見交換を経て、1年ほどの期間が必要となる。

このサマーパッケージが重要なのは、これがまさに初めてのEUエネルギー同盟の「法化
（Legalisation）」のプロセスであるということである。2017年7月15日、EUエネルギー同盟は法
化への第一歩を踏み出したと言える。

注

1 ガバナンス概念については市川（2015b）を参照のこと。

2 本節については本稿の理解のため、市川（2018b）の一部を加筆・修正して用いた。詳細については市川（2018b）
を参照されたい。

謝辞

本稿は、2019年度井上円了記念研究助成および科学研究費補助金基盤研究（B）課題番号17K02497の研究成果の一部である。

参考文献

- 市川 顕 (2019a) 「EU エネルギー同盟の政治過程—2014年3月から9月を中心として—」 藤井和夫編著『現代世界とヨーロッパ』中央経済社 pp.1-20。
- (2019b) 「EU エネルギー同盟の政治過程—2015年2月25日から3月20日までを中心として—」『現代経済経営研究』第5巻第2号 pp.54-75。
- (2018a) 「欧州エネルギー同盟の政治過程—2014年9月から12月—」『産研論集』第45号 pp.57-68。
- (2018b) 「2015年2月 EU エネルギー同盟パッケージ—2015年1月から2月の EU エネルギー同盟パッケージをめぐる政治過程—」『政策情報学会誌』第12巻第1号 pp.19-30。
- (2017) 「欧州エネルギー同盟の政治過程—エネルギー同盟担当副委員長選出過程を中心として—」『政策情報学会誌』第11巻第1号 pp.57-64。
- (2016) 「EU の規範政治—パワー、規範パワーそして規範政治へ—」『産研論集』第43号 pp.1-8。
- (2015a) 「石炭を諦めない—EU 気候変動規範に対するポーランドの挑戦—」白井陽一郎編著『EU の規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実—』ナカニシヤ出版 pp.212-223。
- (2015b) 「ガバナンス研究と政策情報学」中道寿一・朽木量 (2015) 編著『政策研究を越える新地平—政策情報学の試み—』福村出版, pp.168-186。
- (2014) 「ポーランドにおけるエネルギー政策の概略と方向性」『産研論集』第41号 pp.45-57。
- (2012) 「ポーランドの再生可能エネルギー—EU 気候・エネルギー政策と自国のエネルギー戦略の狭間で—」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』第962号 pp.19-35。
- European Commission (2015a), *Energy Union Package: A Framework Strategy for a Resilient Energy Union with a Forward -Looking Climate Change Policy*, Communication from the Commission to the European parliament, the Council, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank, COM (2015) 80 final, (Brussels, European Commission).
- (2015b), *Energy Union Package: A Framework Strategy for a Resilient Energy Union with a Forward -Looking Climate Change Policy*, Annex Roadmap for the Energy Union to the Communication from the Commission to the European parliament, the Council, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank, COM (2015) 80 final ANNEX 1, (Brussels, European Commission).
- (2015c), *Energy Union Factsheet*, MEMO/15/4485, (Brussels, European Commission).
- (2015d), *Transforming Europe's Energy System: Commission's Energy Summer Package Leads the Way*, Press Release, IP/15/5358, (Brussels, European Commission).
- (2015e), *Questions and Answers on the Proposal to Revise the EU Emission Trading System (EU ETS)*, Fact Sheet, MEMO/15/5352, (Brussels, European Commission).
- (2015f), *Making Energy Efficiency Cleaner: Commission Proposes a Single 'A to G' Energy Label and a Digital Database for Products*, Fact sheet, MEMO/15/5350, (Brussels, European Commission).
- (2015g), *Energy: New Market Design to Pave the Way for a New Deal for Consumers*, Fact Sheet, MEMO/15/5351, (Brussels, European Commission).

EU Energy Union's Summer Package in July 2015: Its Contents and Directions

Akira ICHIKAWA (Ph.D, Media and Governance)

Department of Global Innovation, Faculty of Global and Regional Studies, TOYO University

The aims of the article are to observe the EU Energy Union Summer Package on 15 July 2015, and understand and explore the directions of the Package. The Summer Package was based on the EU Energy Union Strategy on 25 February 2015. The Strategy in February was a set of comprehensive documents for building the EU Energy Union, but the Summer Package in July had very concrete contents, such as EU-ETS (the European Union Emission Trading System), the Energy Efficiency Labelling, the New Energy Market Design, and the Empowerment of Consumers. The Summer Package began to try to modify the related EU laws on the 4 areas, that is why we can regard the Summer Package as the first step for establish the EU Energy Union.

[Key words]

the European Union; EU Energy Union; EU Energy Union Strategy; EU Energy Union Summer Package; Renewable Energy; Energy Efficiency; EU-ETS; Prosumer